

「ねずみ防除行政の指針」の性格

東京におけるねずみ被害の低減化のためには、広域行政を所管する東京都と、実際のねずみ昆虫等防除事務を所管する特別区及び市町村（以下、「区市町村」と表記）とが同一の問題認識に立ち、それぞれの役割分担に沿い、効果的な施策を展開する必要がある。そのため、「ねずみ防除行政の指針」において東京都の役割を明らかにするとともに、区市町村におけるねずみ対策のあり方、ねずみ対策を企画、事業化する際の考え方などをガイドラインとして示した。

都の役割と区市町村に求められる視点

1 広域行政としての都の役割

ねずみ昆虫等の防除に関わる事務は区市町村の所管であり、感染症予防法（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、平成 11 年）に基づく国の基本的な指針（「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」、平成 11 年、厚生労働省告示）により、地域の実情に応じた適切な判断によって実施することとされている。

一方、ねずみ被害の低減化のためには、都内全域を対象とした広域的な対策が必要である。そのため、広域行政を担う東京都の役割として、区市町村の取り組みの平準化や相談指導内容の共通化、また技術力向上について支援することが重要である。併せて、的確なねずみ対策を遂行するためには、都内のねずみ問題の実態を常に把握する必要がある。そのため、東京都は以下のような事業を行なう。

また、感染症予防法に基づく「東京都感染症予防計画」（平成 16 年 9 月）においては、「東京都ねずみ防除指針」の周知及び技術力向上のための指導が示されており、感染症予防における環境衛生部門の役割として、媒介動物としてのねずみ対策を積極的に推進する必要がある。

（1）施策平準化等の推進

ねずみ対策は区市町村個々の判断で行なわれているため、現状では、自治体間において施策や指導内容に差が生じている。しかし、ねずみ被害低減化には広域的な対策が必要であるため、区市町村での施策が平準化されているとともに、基本的な指導内容が共通化されていることが望ましい。東京都はそのガイドライン及び実務的なマニュアルとして「東京都ねずみ防除指針」を作成し、区市町村での取り組みの平準化と指導内容の共通化を促進する。

(2) ねずみ被害実態の把握

現在、区市町村に依頼している「ねずみ昆虫等被害・相談件数」報告を継続して実施し、都内のねずみ被害・相談等の実態を把握する。結果は区市町村に定期的に提供し、情報の共有化を図る。併せて隣接他県市の情報を収集し、より広域的な立場からねずみ問題の実態を把握する。

また、実態の不明な被害分野や、都市構造・都市環境・社会構造との関わりなど、都市問題としての視点からの実態解明を積極的に推進する。その結果をもとに施策の方向を検討し、適宜、東京都におけるねずみ対策のあり方に反映させる。

(3) 区市町村に対する支援

情報共有と連携の推進

ねずみ昆虫等防除行政の分野では、担当者が情報交換などを行なう機会が少ない。そのため、担当者が情報交換等を行なえる場を設定し、自治体間の連携と情報の共有化を図る。併せて、都内でのねずみ問題の動向、最新の防除技術などの情報を提供し、相談指導業務における技術力の向上を支援する。

研修等の開催

ねずみに関する相談指導業務を適切に行なうには、専門的な知識を習得した人材が必要である。また、新たな知見や技術を常に習得する必要がある。

そのため、区市町村の人材育成を支援するため、技術的な内容を主とする研修や講習会などを開催する。

(4) 関係部局への情報提供等

ねずみ問題は都市構造や都市環境、あるいは社会構造や生活スタイルなどと密接な関係を有するという認識のもとに、東京都内部の関係部局に対して情報提供及び協力依頼等を行い、被害の低減化及び区市町村における施策の支援を図る。

(5) 東京都保健所の役割

市町村の実施するねずみ対策について技術的な助言・支援等を行なう。また、住民から相談があった場合には適切に対応するとともに、許認可対象施設への衛生教育等を通じて、営業者に対する普及啓発を行なう。

なお、感染症予防法に基づく保健所長の判断によって、市町村がねずみ駆除を実施する場合には、適切な助言・指導等を行なう。

(6) 都民への情報発信

ねずみ問題に関する情報を積極的に提供し、都民の理解を推進する。併せて、効果的な防除法など都民が必要とする情報を各種媒体により提供する。

また、多摩地区においては、都保健所に相談が寄せられる場合も多いため、都保健所の普及啓発資料を作成し、住民からの相談指導に活用する。

(7) ねずみ等防除業者への協力要請等

建築物衛生法(「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」)による「ねずみ昆虫等防除業」の登録業者及び業界団体などに対し、東京都の施策及び区市町村の行なうねずみ対策について協力を要請する。

2 区市町村に求められる視点

区市町村におけるねずみ昆虫等防除行政は、感染症予防法に基づく国の「基本的な指針」において、「地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。」(市町村には特別区を含む)とされている。すなわち、かつては伝染病予防法及び地方自治法(第2条、市町村事務の例示:「清掃、消毒、美化、公害の防止」)に根拠を有した本事務は、現在では任意の自治事務となっている。

しかし、ねずみ被害低減化のためには広域的な対策が必要であり、そのためには、以下のような認識や視点などをねずみ関係の施策に反映させる必要がある。

(1) 基本的な認識

区市町村及び都保健所で受け付けたねずみに関する被害・相談等の件数は、平成7年度には年間10,000件余であったものが、平成13年度以降は15,000~20,000件の間で推移しており、近年の増加傾向が著しい。

また、近年の調査によれば、ねずみの生息域が繁華街やビル街から住宅地へと拡散している実態が明らかになっている(第一部、 を参照)。ねずみ問題は区部に限らず、多摩地区においても地域問題となった例がある。

ねずみの種類も、以前は繁華街やビル街を主な生息場所としていたクマネズミが住宅地にも拡散し、優占していることが明らかになっている。クマネズミは、かつて住宅地に多かったドブネズミとは生態や性質が異なるため、相談・指導もクマネズミ対策に即した内容が必要である。

また、生息範囲の拡大などは、都市環境や都市構造、都民の生活様式などの変化とも密接に関わっていると推察されている(第一部、 を参照)。

これらのことから、ねずみ対策は限られた地域の問題ではなく、広域的な対策が必要な都市問題であるという認識が必要とされる。

そのため、区市町村におけるねずみ対策のあり方は、地域の実情に応じた施策であると同時に、広域的対策という視点からも効果的であり、かつ指導相談等の基本的内容が共通化されていることが望ましい。そのような体制のもとで、区市町村全体での総合力の発揮により、初めてねずみ被害低減化が広域的に達成し得ると考えられる。

(2) 体制の整備

組織の整備

ねずみ対策の所管部署は、特別区においては保健所が多く、市町村においては生活環境・公害担当部署、保健衛生担当部署、清掃担当部署などさまざまである。

また、部署そのものが明確でない市町村も存在するが、この分野の行政需要が減少したとする確たる根拠はなく、ねずみ昆虫等防除行政の所管部署を明確にしておく必要がある。かつての伝染病予防法及び地方自治法に根拠を有した本事務は、現在では任意の自治事務とされているが、とりわけ感染症対策における危機管理対応の面からは、本事務の所管組織を明確にすることが望ましい。

なお、防除作業そのものを民間等に委託することは現在の社会経済状況から当然の流れであるが、相談指導業務は住民サービスに直結した行政であり、民間委託にはなじまないものと考えられる。

人材の確保

相談指導業務の担当者は、専門的な知識を習得しているとともに、新たな知見や技術の動向、地域的及び広域的な実態などを把握していることが望ましい。

現状では、特別区においては保健所の環境衛生監視員がこの役割を担うことが多いために、人材の育成には比較的条件が整っているが、市町村では専門職員の配置と育成とが困難な場合がある。今後、ねずみ問題は多摩地区でも拡大する可能性が十分にあり、積極的に人材を配置育成することが望まれる。また、前述の感染症発生時の市町村事務としても、この分野の組織と人員の維持が必要である。

(3) 相談指導等のあり方

ねずみ等に関わる行政対応は、窓口での相談指導のみで処理する場合から、実際に現場に赴き調査や指導を行なう場合、また行政の支援が不可欠なケースのみ担当者が実際の防除作業を実施する場合などさまざまである。現状では、多くは窓口での相談指導のみで処理し、状況により現場指導までを行なうという対応が多い。どのレベルまでの対応を行なうかは自治体の判断であり、被害の程度や被害地域の範囲など、事例や地域の実情に応じた適切な判断が必要である。

また、ねずみ問題を広域的に捉えた場合には、区市町村で実施している相談指導等が、ねずみ対策として適切かつ効果的な内容であることとともに、その具的な指導内容が都内全域で共通化されていることが望ましい。区市町村の間での共通化及び取組みの平準化は、東京都を構成する区市町村が全体としての総合力を発揮するための基礎である。

(4) 基本的な指導内容

窓口において、ただ単に薬剤（毒餌剤）や器材（粘着板など）を配布することは避ける。状況を十分に聞き取り、確実にねずみ被害であることを確認したうえで、環境整備

による対策が基本であることを説明する。

環境整備の基本は、クマネズミの場合は、餌を与えない、巣材を与えない、住宅内への侵入口を塞ぐ、の3点である。ドブネズミの場合は屋外営巣が多いため、の指導が有効である。環境整備を適切に行なえば、ねずみの侵入や被害が止まることが多い。相談指導等の具体的内容や手法は、第三部に解説した。

薬剤や器材は、環境整備時あるいは整備後にも室内に居ついた場合の駆除か、生息状況の監視（モニタリング）に用いることが望ましく、最低限、環境整備と併用するよう指導する必要がある。また、薬剤や器材を有効に使用するには一定の知識が必要であり、第三部・ を参考にして住民などに説明するとよい。

（５）普及啓発

個々の相談者への説明のほか、広報媒体による啓発、一般住民を対象にした講習会の開催やキャンペーン事業、地区組織や住民団体を対象にした講習会などの普及啓発手法がある。キャンペーン等は、ねずみ問題が比較的顕在化しやすい時期（秋～冬）に行なう例が多い。特定の地区で問題になっている場合は、出前方式の講習会が効果的である。いずれの場合であっても、ねずみ対策は環境整備（屋内と屋外）が基本になることを認識してもらう工夫が必要である。

これらの具体的な実践例として、普及啓発用資料の例を含め、大田区の施策例を紹介する（第二部・ ・ 2）。

（６）関係団体・職種との連携

目的に応じて、関係団体や関係職種との連携が有効である。目的を大別すると、地域環境整備、居住環境整備（住宅改善）、高齢者宅でのねずみ対策などがある。

地域環境整備では食品・飲食店関係の団体のほか、清掃・ゴミ処理の関係での地域住民組織や商店会との連携、居住環境整備（住宅改善）では建築・建設関係団体との連携、高齢者宅でのねずみ問題解決には介護支援専門員（ケアマネージャー）やホームヘルパーとの相互支援・連携がある。また、ねずみ被害を受けた家庭では薬局に相談するケースが少なくないことから、地域の薬剤師会との連携も効果的である。

主に高齢者宅でのねずみ対策の相互支援と連携、建築・建設関係団体との連携事例として、品川区の施策例を紹介する（第二部・ ・ 1）。

（７）再開発対策

ねずみの拡散と生息域の拡大には、市街地の再開発や古い建物の取り壊しなどが関係している（第一部・ ・ 1）。そのため港区では都条例による環境影響評価（環境アセスメント）が実施される際、ねずみ対策を地元自治体の意見として述べ、また、区独自の環境影響調査制度及び建築物解体工事に関する指針などを活用して、ねずみ対策を推

進している。これらについては港区の施策例（第二部・ 3）を参照されたい。

（ 8 ）防除業者の紹介

ねずみ昆虫等防除業者を紹介する場合には、（社）東京都ペストコントロール協会（千代田区鍛冶町 2 - 9 - 8 サトービル内、電話 03 3254 - 0014）を紹介するのが適当である。同協会では、ねずみに関する相談・防除に対応できる協会加盟業者を紹介している。ただし、通常は複数回の施工が必要であり、かつ一般家屋において防そ施工までを行なう場合の費用は安価ではないため、依頼をする場合には納得のいくまで業者と話し合うよう説明する必要がある。